

社会福祉法人千晶会 役員に対する報酬並びに旅費及び費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千晶会（以下「この法人」という。）定款21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の区分)

第2条 役員及び評議員について、報酬を支払うものとする。

- 2 業務のため、定期的に勤務する理事（以下非常勤の理事という。）に支払う報酬は月額とし、その他の役員及び評議員に支払う報酬は、会議等に出席した都度支払うものとする。
- 3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬の額の算定方法)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間3,200,000円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間200,000円以内とする。
- 5 個々の役員の報酬は、別表に定める額とする。
- 6 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費を、出張旅費基準に準じて出張費として支払うことができる。

(支給の方法及び形態)

第5条 非常勤の理事の報酬は、毎月28日支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

- 2 その他の役員及び評議員に支払う報酬は、会議等に出席した都度支払うものとする。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が評議員会の承認を経て別に定める。

附 則

この規則は、昭和60年12月28日から施行する。

ただし、第3条第2項の規定は、昭和61年10月1日から施行する。

この規則は、平成12年 3月22日から施行する。

平成16年 3月24日から施行する。

平成19年 2月 9日から施行する。

平成23年 4月 1日から施行する。

平成29年 4月 1日から施行する。

平成29年 6月13日から施行する。

令和 元年 6月14日から施行する。

令和 2年 7月 1日から施行する。

別表

	報酬の額	支給の条件
非常勤の理事	月額 250,000 円	月2回の勤務のほか経営会議・理事会、その他の理事会用務の会議等に出席
理 事	1回 7,000 円	理事会、その他の理事会用務の会議等に出席
監 事	1回 7,000 円	理事会等の出席、監査等監事用務への出席
評 議 員	1回 7,000 円	評議員会、その他の評議員会用務の会議等に出席